

能登町公共施設等照明設備 L E D 化事業に係る仕様書

1. 事業内容

- (1) 能登町内の公共施設等への LED 照明設備導入に伴う調査、施工、施工管理及び関連業務を行う。
- (2) リース契約期間内における LED 設備の維持管理業務を行う。
- (3) リース契約期間終了後に、LED 設備に係る所有権を発注者に無償譲渡する。

2. 仕様

(1) 規格、品質について

- ①LED メーカーは日本国内とし、一般社団法人日本照明工業会または特定非営利活動法人 LED 照明推進協議会いずれかの会員であること。
- ②全て新品であること。
- ③既存照明器具と同等以上の仕様（照度、色温度等々）で、著しく意匠が変わらないものであること。
- ④LED ランプの選定にあたっては、J L M A 3 0 1 及び ガイド 3 0 1 に準拠すること。（J L M A 3 0 1 の規定のない 2 0 W 計及び 1 1 0 形の選定にあっても原則として J L M A 3 0 1 の内容を踏襲すること。）また設置にはガイド 3 0 1 に準拠すること。
- ⑤管球交換を基本とし、LED 蛍光管取付にあたっては、省電力化を前提とする配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業を行い LED 照明に取り替えることとする。また、劣化したソケット及び配線（長期の使用に耐えられないもの）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。但し、アスベスト含有の可能性がある場合は別途協議する。
- ⑥耐久性の高い機器並びに 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の寿命の光源（LED）を使用すること。
- ⑦将来的に発光部位が損耗した場合にも交換が可能なこと。

(2) 製品保証期間は 10 年間以上とする。

(3) 消費電力及び C O 2 排出量削減について

LED 化後の年間消費電力量及び C O 2 排出量の大幅な削減を実現できる提案であること。

(4) 契約・金額について

- ①LED 照明設備の導入期限は令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- ②リース期間は 10 年間（120 か月）とする。
- ③提案にあたっては、商品代・交換工事費・送料・廃棄費用と賃貸借利率の全てを含んだ金額で積算すること。
- ④リース期間満了後に発注者への所有権の移転（無償譲渡）を行うこと。

(5) 設備等について

- ①既存の照明器具については、「別紙 2 照明器具一覧」とおり。ただし、優先交渉権者選定後の現場調査等により、当該機器リストとの相違を発見した場合には発注者に報告し、協議すること。
- ②設置場所ごとに適切な照度とする等、費用対効果の最も高い設備とすること。
- ③環境負荷の少ない設備を採用すること。
- ④現状、点灯を間引きしている照明器具も本業務の対象とする。

- ⑤照明器具には、本契約のリース物品であることを標記したラベル等を付すこと。
- ⑥劣化したソケット（ひびが入っている、変色している等長期の使用に耐えられないもの。）及び劣化した配線（腐食している等長期の使用に耐えられないもの。）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。
- ⑦交換した製品について、製品の不良又は交換を行った者の責に帰する不具合が生じた場合は、受注者の負担により修理・交換の措置を講ずるものとする。ただし、上記以外の原因（ソケット、スイッチ等の管球以外の既存の機器等）によって生じた不具合はこの限りではない。
- ⑧発注者は、LED 照明の設置完了後、受注者立ち会いの上、点灯状況を確認する。

#### （６）その他

- ①優先交渉権者は、現場調査を十分に行ったうえで速やかに施工計画（工程表、作業体制、安全管理計画、現場管理責任者の選任、現場管理責任者の経歴書及び資格証の写し等）を作成すること。なお、施工計画は今後の改修及び修繕等に配慮した計画とすること。
- ②優先交渉権者は前述の施工計画を提出のうえ、発注者と協議すること。
- ③既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において、町内電気工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう努めること。
- ④必要に応じて特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者を手配できること。
- ⑤必要な場合には直ちに現場へ職員を派遣するなど、迅速な対応が可能な体制であること。
- ⑥契約手続きに要する経費については、全て受注者の負担すること。
- ⑦この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で別途協議して定める。

### ３．施設一覧

| No. | 施 設 名                    | 住 所              |
|-----|--------------------------|------------------|
| 1   | 能登三郷斎場<br>第一、第二多目的交流センター | 能登町字藤ノ瀬二字30番1    |
| 2   | 宇出津小学校                   | 能登町字宇出津ム字1番地     |
| 3   | 能都中学校                    | 能登町字藤波イ字40番地     |
| 4   | 柳田中学校                    | 能登町字柳田礼部3番地      |
| 5   | 能都中学校小木校舎（旧小木中学校）        | 能登町字小木1丁目1番地     |
| 6   | 真脇遺跡縄文館                  | 能登町字真脇19字39番地    |
| 7   | 藤波運動公園                   | 能登町字藤波23字54番地    |
| 8   | 羽根万象美術館                  | 能登町字宇出津イ字112番地 5 |
| 9   | 柳田教養文化館                  | 能登町字柳田礼部8番地1     |
| 10  | 道路照明                     | 町内一円             |